

參考資料

参考資料

1. オープン&クローズ戦略時代の大学知財マネジメント検討会審議経過 …… 1
2. オープン&クローズ戦略時代の大学知財マネジメント検討会参考資料集 …… 2

オープン&クローズ戦略時代の大学知財マネジメント検討会 審議経過

※会議（資料・議事録含む）はすべて非公開

第1回 平成27年11月4日（水）

- 非競争領域における知財マネジメントの方向性について
 - ・「東北大学国際集積エレクトロニクスセンター（CIES）の知財マネジメント事例」 大嶋洋一委員

第2回 平成27年12月11日（金）

- 非競争領域における知財マネジメントの方向性について
 - ・「COI等からみたマネジメントのポイント 共同契約時のポイント、留意点や、マネジメント体制の在り方について」 小寺秀俊委員
 - ・「NIMSの技術移転と知財戦略」 国立研究開発法人物質・材料研究機構 青木芳夫外部連携部門長

第3回 平成27年12月24日（木）

- 大学における知財戦略とマネジメントについて
 - ・「産学連携によるイノベーションの創出」 株式会社東京大学TLO 山本貴史代表取締役社長
 - ・「沖縄科学技術大学院大学の取組に関して」 沖縄科学技術大学院大学 市川尚斉 シニアマネージャー

第4回 平成28年1月19日（火）

- 大学における知財戦略とマネジメントについて
 - ・「大学の知財マネジメントの到達段階と今後の展開」、「ファンディングエージェンシーの知財マネジメントの発展方向」 後藤吉正委員
- 報告書（素案）について

第5回 平成28年 1月27日（水）

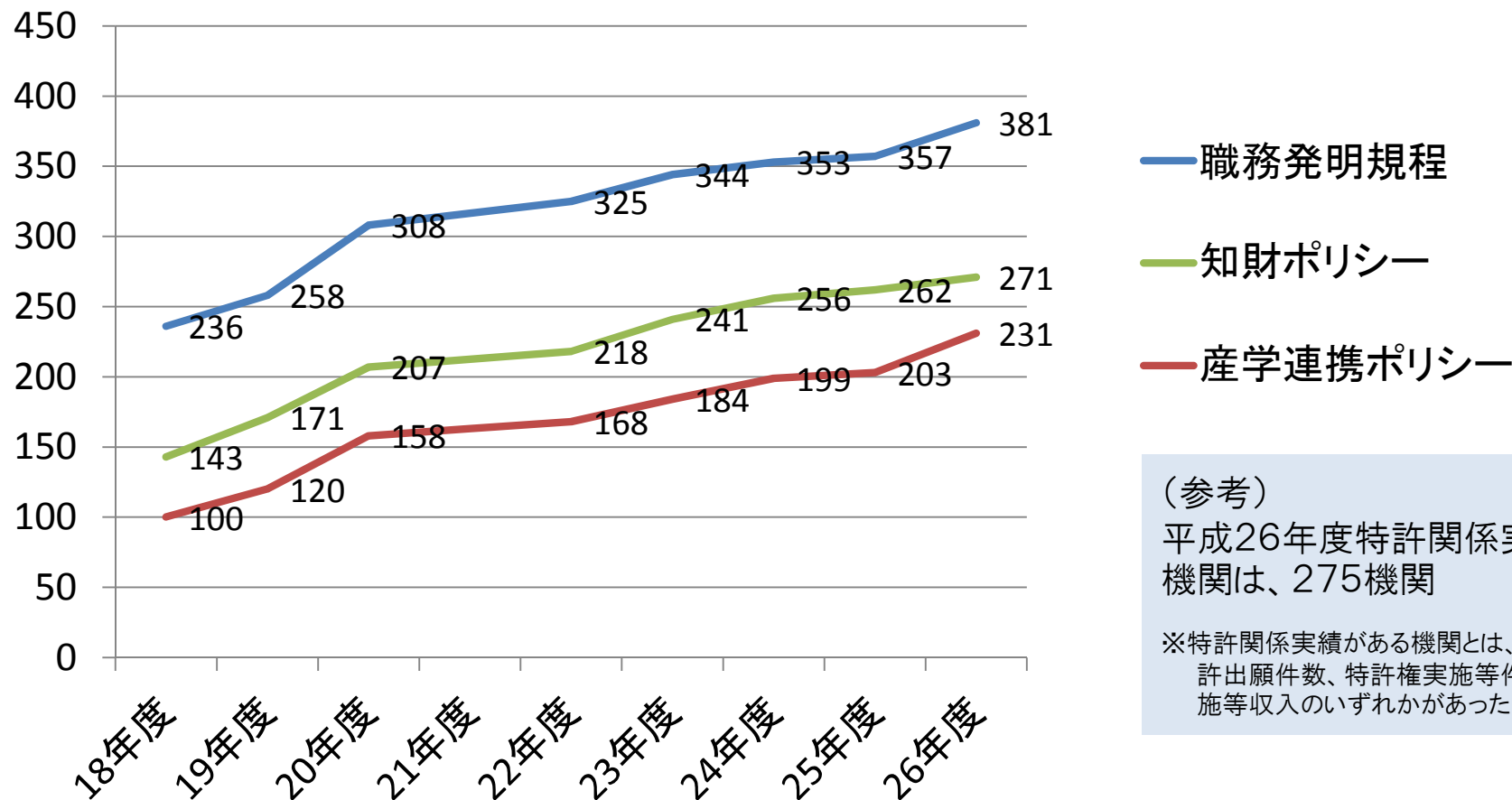
- 報告書（案）について

オープン&クローズ戦略時代の大学知財マネジメント検討会
参考資料集

(各種データ等)

図表1 ポリシー・規程等の整備状況の推移

- ・職務発明規程、知財ポリシー、産学連携ポリシー等を整備している機関は、増加している。
- ・「職務発明規程」を整備している機関数は、特許関係実績がある機関数を上回っている。



(参考)
平成26年度特許関係実績がある機関は、275機関

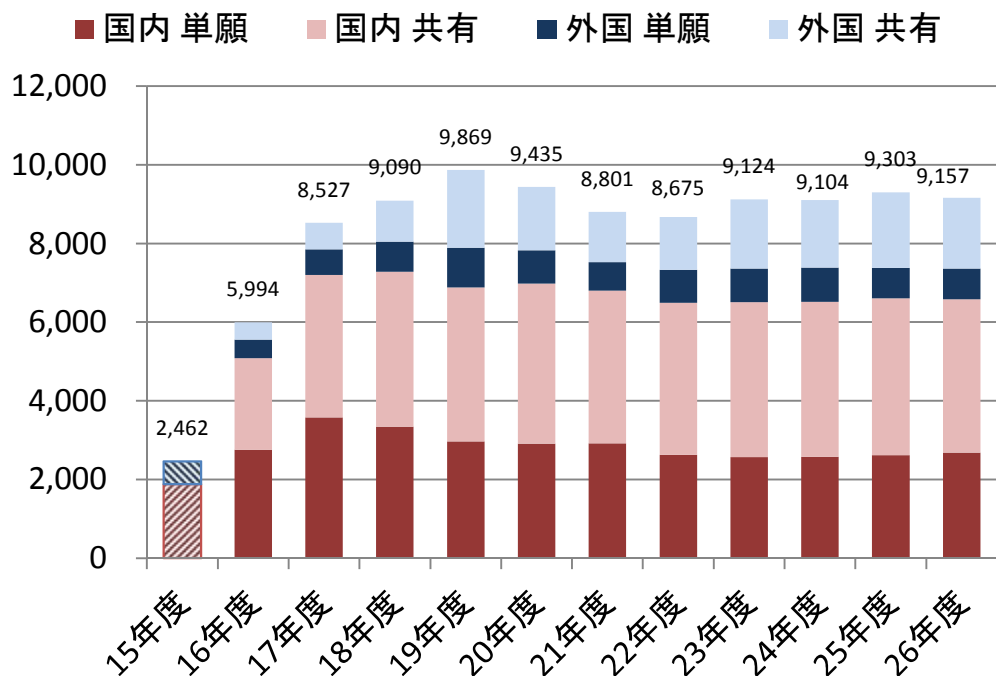
※特許関係実績がある機関とは、当該年度に特許出願件数、特許権実施等件数、特許権実施等収入のいずれかがあった機関のこと。

出典：文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」
※大学等とは、国公立大学(短期大学を含む)、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人を指す。
※平成21年度については調査していないため、線形補間して示している。
※職務発明規程は、教職員のみを示している。

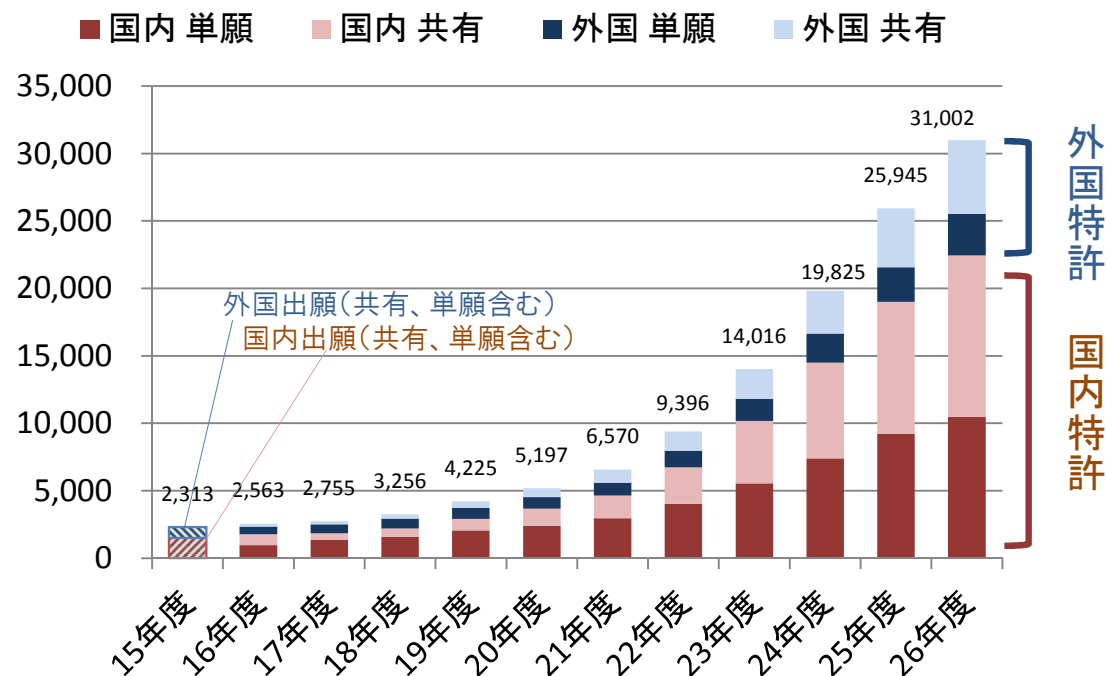
図表2 特許出願・保有の状況

・特許出願件数はほぼ横ばいで推移しているが、特許権保有件数は増加している状況。

【大学等における特許出願件数の推移】



【大学等における特許保有件数の推移】

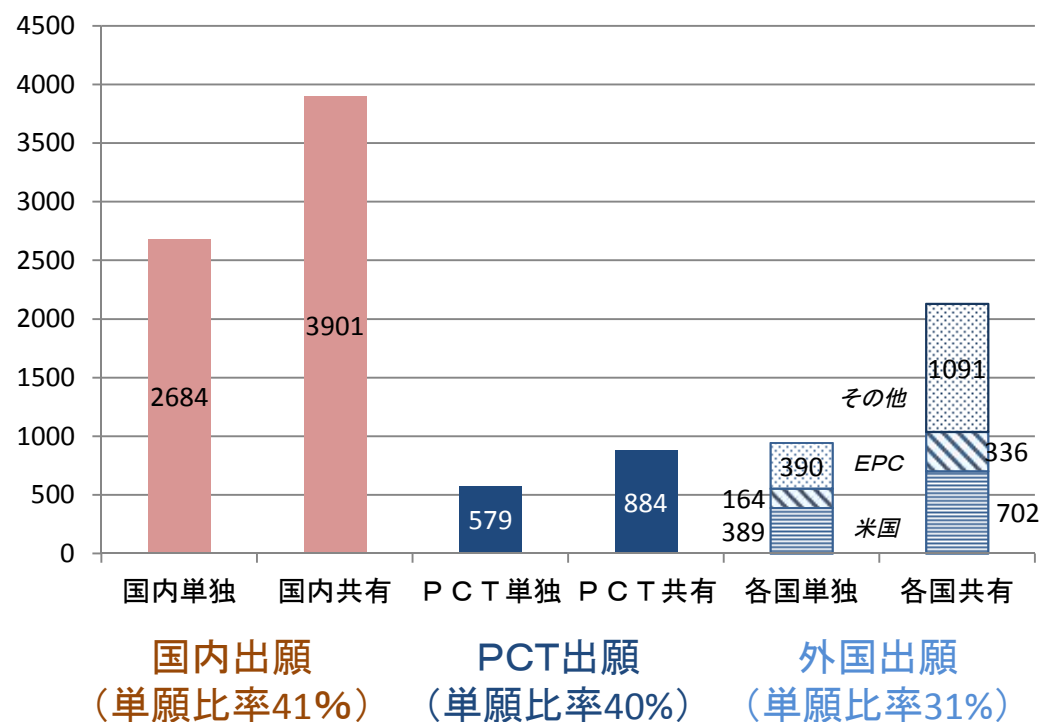


出典: 文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」
 ※大学等とは、国公立大学(短期大学を含む)、国公立高等専門学校、
 大学共同利用機関法人を指す。
 ※平成15年度は、単独出願、共同出願の別がなく調査されている。

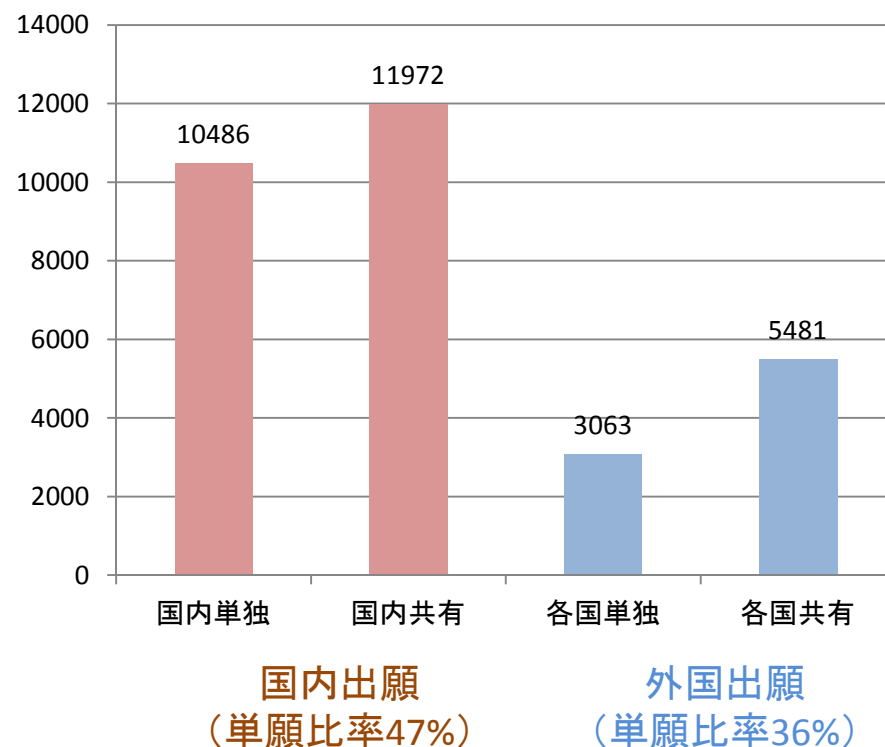
図表3 特許出願・保有の状況

- ・特許出願・保有について、大学単独のものが少ない状況。
- ・また、特に単願について、外国特許出願・保有は、少ない状況。

【大学等における平成26年度特許出願件数(件)】



【大学等における平成26年度特許保有件数(件)】

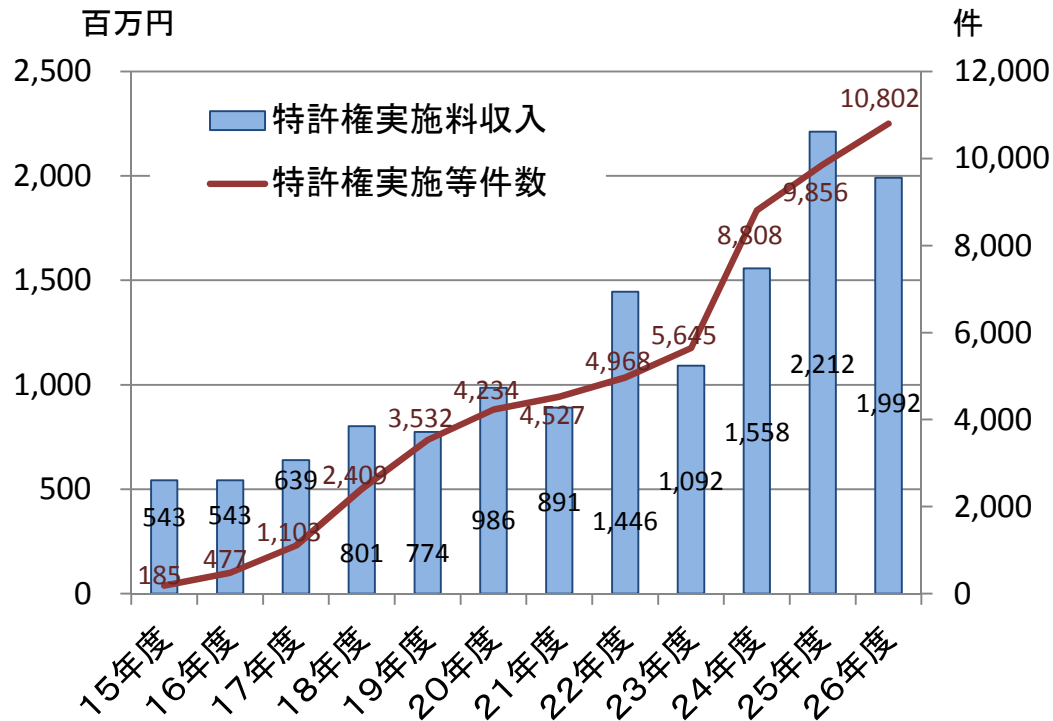


出典: 文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」
 ※大学等とは、国公立大学(短期大学を含む)、国公立高等専門学校、
 大学共同利用機関法人を指す。

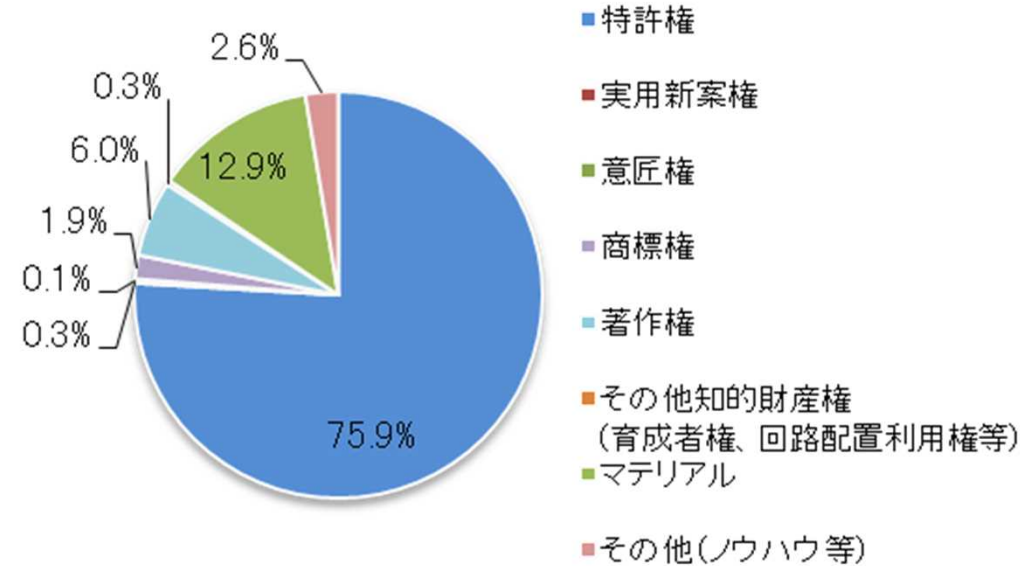
図表4 実施許諾等の状況

- ・知的財産に関連する実施等件数・収入は増加傾向にある。
- ・特許権の他に、マテリアル、著作権等の活用も進展してきている。

【大学等における特許権実施等件数及び収入額の推移】



【大学等における知財実施等収入の内訳(平成26年度)】



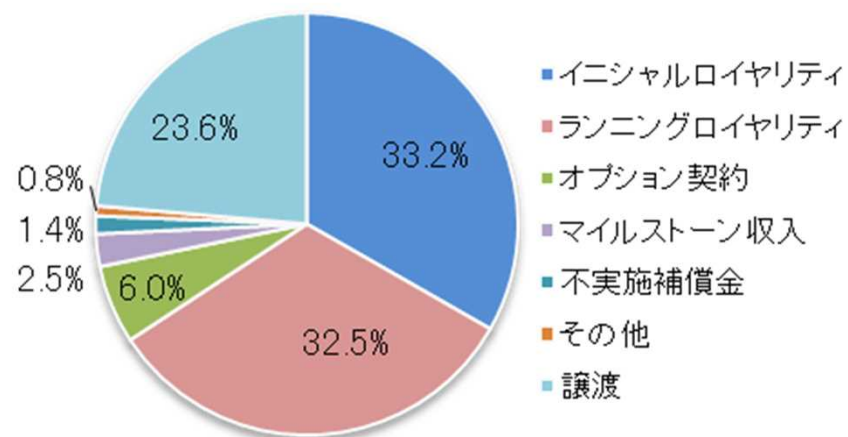
※平成24年度本調査から、PCT出願を行い、各国移行する前後に実施許諾した場合等における、実施等件数の集計方法を再整理した。

出典：文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」
 ※大学等とは、国公立大学(短期大学を含む)、国公立高等専門学校、
 大学共同利用機関法人を指す。

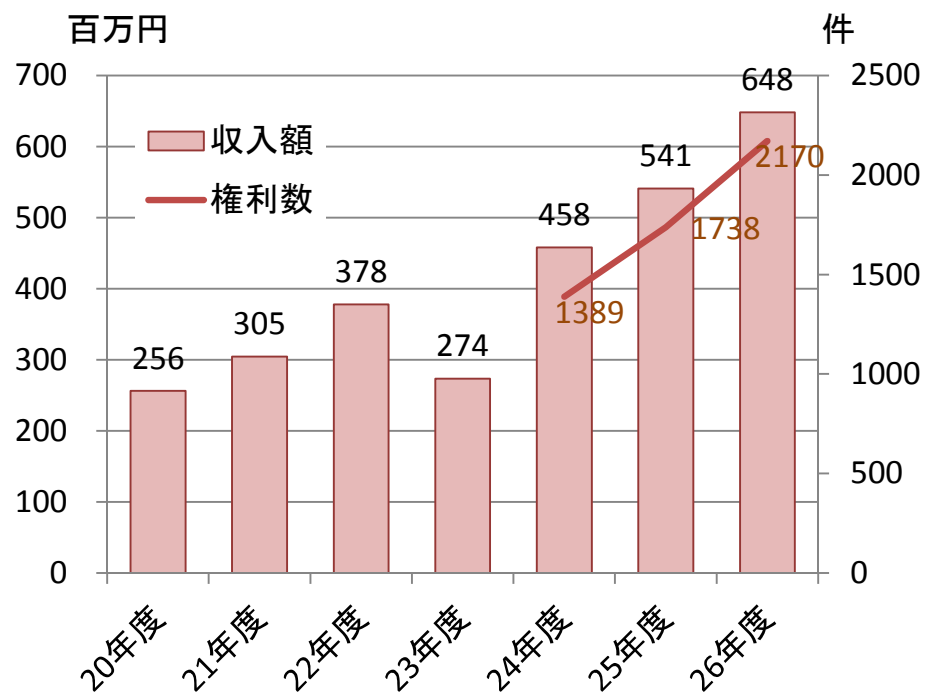
図表5 実施許諾等の状況

・特許権実施等収入の中で、ランニングロイヤリティは増加傾向にある。これまでの産学官連携の取組成果が、製品化に結実してきていると考えることができる。

【特許権実施等収入額の内訳(平成26年度)】



【特許権におけるランニングロイヤリティの収入額の推移】

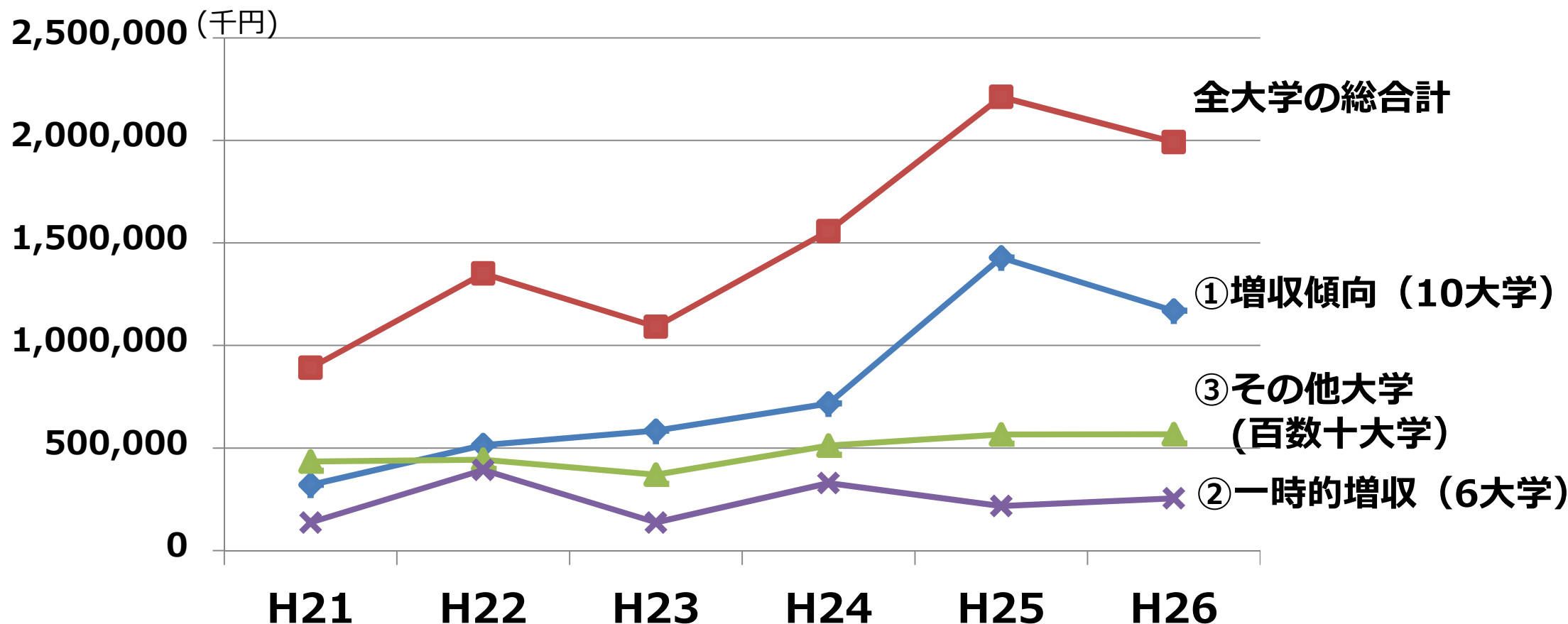


出典：文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」
 ※大学等とは、国公立大学(短期大学を含む)、国公立高等専門学校、
 大学共同利用機関法人を指す。

図表6 大学の知的財産・技術移転の状況の分類例

知財・技術移転の状況から、大学を3類型に分けて分析される。

- 「全大学の総合計」の増加は、「①増収傾向の大学」が牽引
- 「①増収傾向」+「②一時的増収」の大学で大半の収入を確保

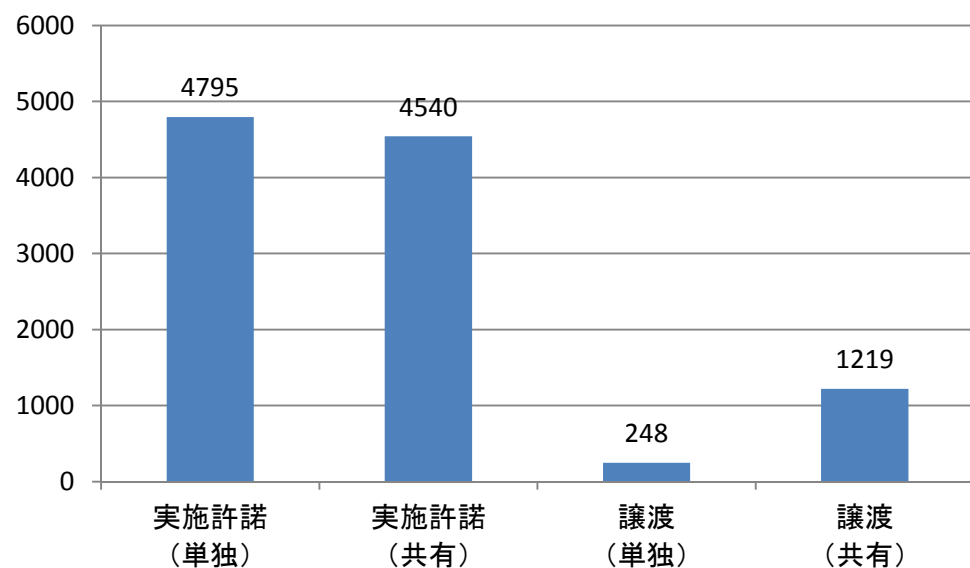


図表7 実施許諾等の状況

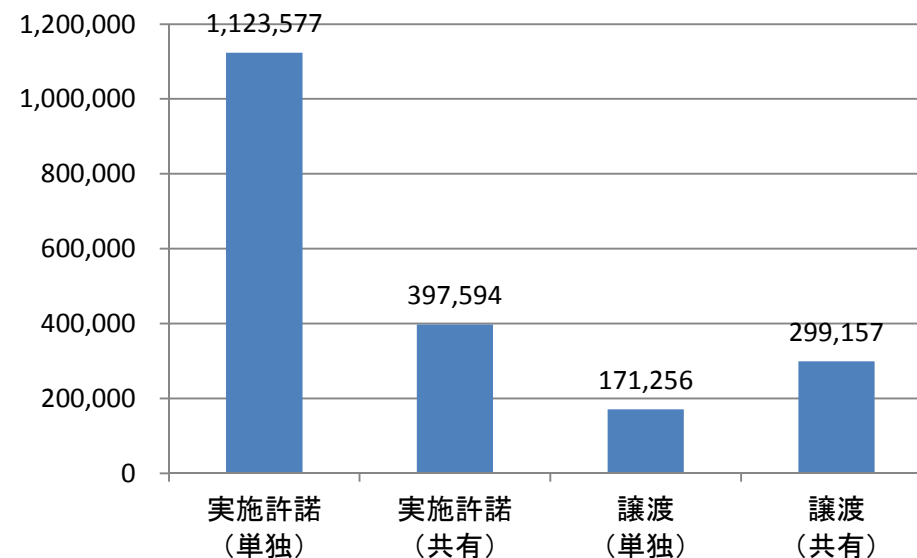
- ・実施許諾等収入に結びついていない案件の多くは、単独出願のライセンス(実施許諾)である。単独の研究成果の知財に対する、産業界側からの期待が高いといえるのではないか。

【平成26年度実施許諾等の状況（単願・共願の別）】

件数【件】



収入【千円】

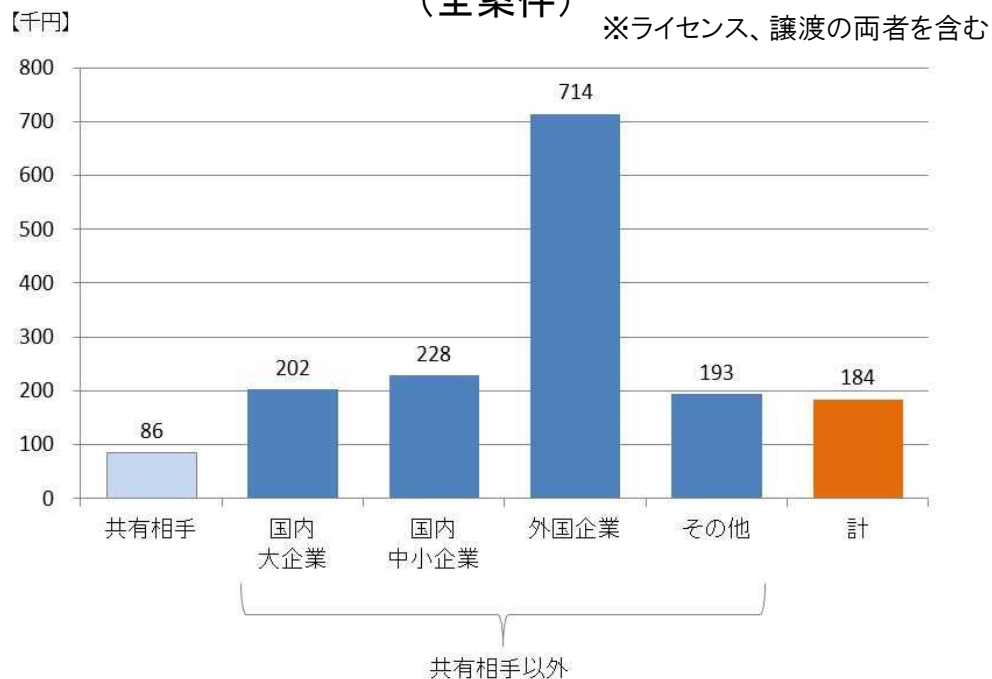


出典：文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」
※大学等とは、国公立大学(短期大学を含む)、国公立高等専門学校、
大学共同利用機関法人を指す。

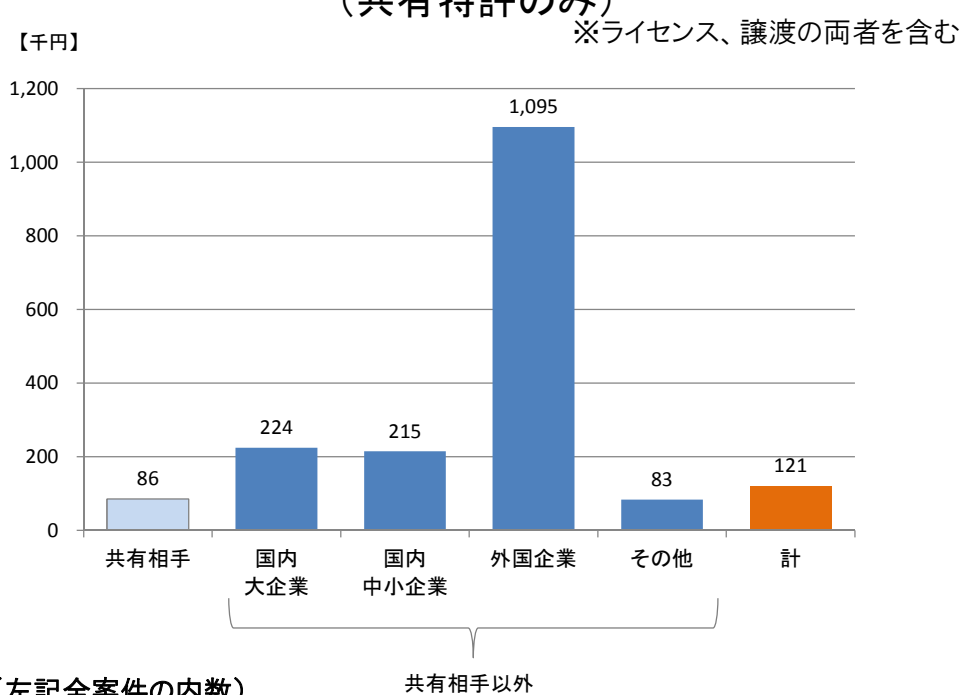
図表8 実施許諾等の状況

- ・特許権1件当たりの実施等収入は、平均18万円程度。1件当たりの実施等収入金額は、国内企業よりも、外国企業が高い。
- ・共有特許について、共有相手以外への実施許諾は件数は限られているものの、所定金額で実施許諾されている。

相手先別 特許権1件当たりの実施等収入金額
(全案件)



相手先別 特許権1件当たりの実施等収入金額
(共有特許のみ)



(左記全案件の内数)

共有相手以外

共有相手以外

全案件	件数(件)	金額(千円)	1件当たりの金額(千円)
共有相手	4,389	375,510	86
国内大企業	1,593	322,323	202
国内中小企業	3,694	842,878	228
外国企業	448	319,767	714
その他	678	131,106	193
計	10,802	1,991,584	184

共有特許のみ	件数(件)	金額(千円)	1件当たりの金額(千円)
共有相手	4,389	375,510	86
国内大企業	242	54,256	224
国内中小企業	646	138,839	215
外国企業	87	95,295	1,095
その他	395	32,851	83
計	5,759	696,751	121

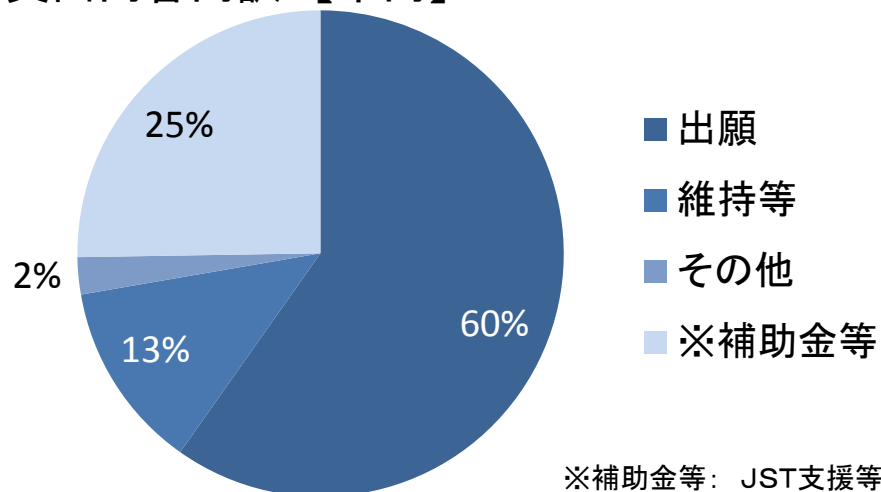
出典: 文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」に基づく速報値

図表9 知財関連経費の状況

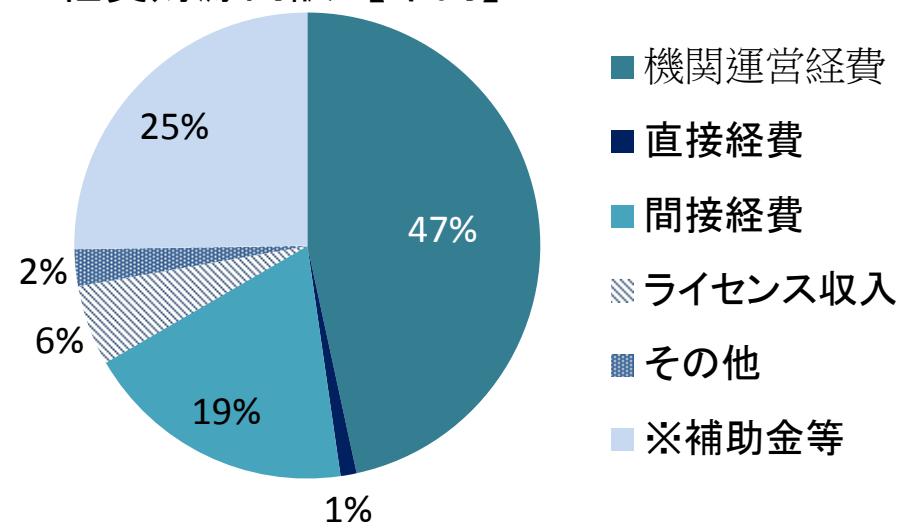
- ・特に、外国出願については、国の支援に依存する割合が大きい状況。
- ・知財関連経費に対する間接経費からの支出が限定的である状況。

【特許関連経費の状況】

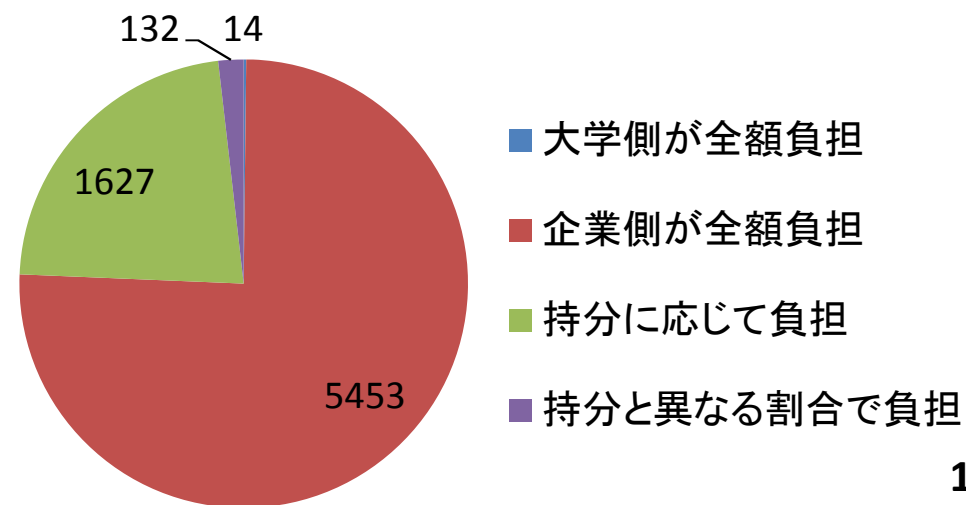
支出内容内訳【千円】



経費財源内訳【千円】



【企業との共有特許の費用負担状況(件数)】



出典：文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」

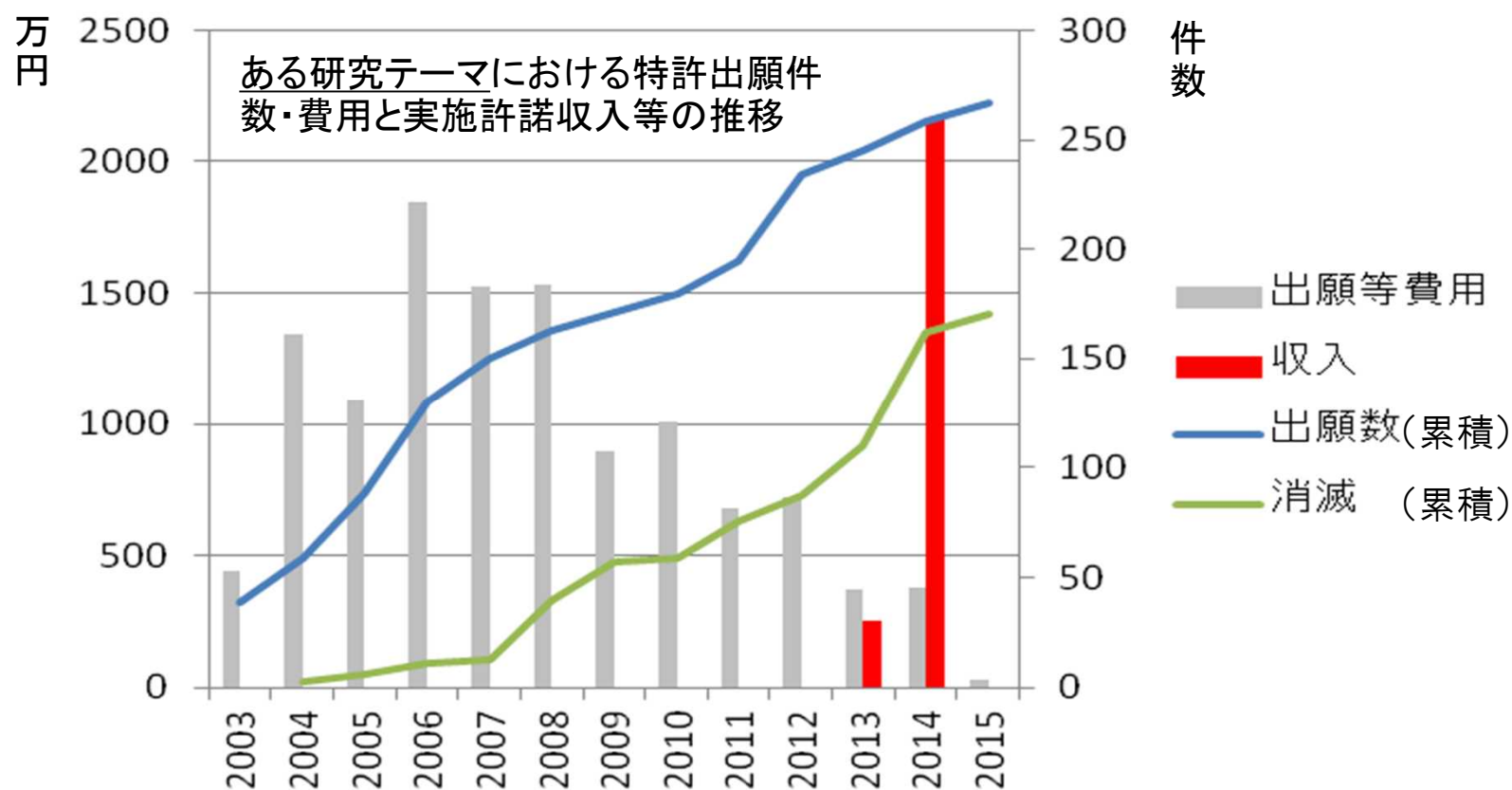
※大学等とは、国公立大学(短期大学を含む)、国公立高等専門学校、

大学共同利用機関法人を指す。

※回答に誤答等があると考えられるところ、暫定値として把握しているため、概数として例示。

図表10 出願費用と実施許諾収入等の推移事例（特許群を創出した研究テーマ）

- 実用化に時間を要する先端技術分野のため、長期の特許維持が必要。出願等費用の財源として、全学経費から支出。
⇒ 中長期的な視野での維持が必要。所定の出願等費用は必要不可欠。
- 厳格な維持放棄判断や共願先による費用負担により出願費用を抑制。
⇒ 必要な権利の見直すは常に行う必要。



大学単願でも案件の位置付けにより、特許権の維持判断(維持期間等)は大きく変動する。

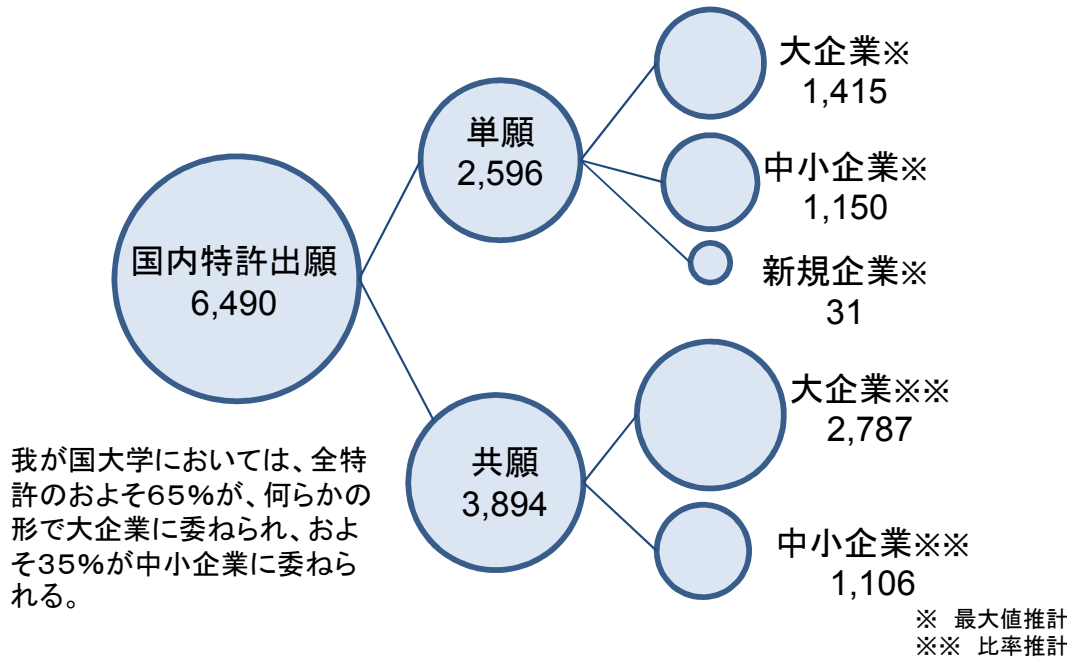
- 基本発明を基にした受託研究等が継続する場合には、実用化可能性との関係で維持するケースがある。
- 基本発明が共同研究に活用される場合には、費用負担がなくなれば維持される可能性が高い。
- 単発の応用発明の場合には、ライセンス可能性に依存して維持する(プレマーケティングを踏まえて、総合的に判断)。

図表 1 1 日米大学の特許の行方

日米大学の特許を比較すると、

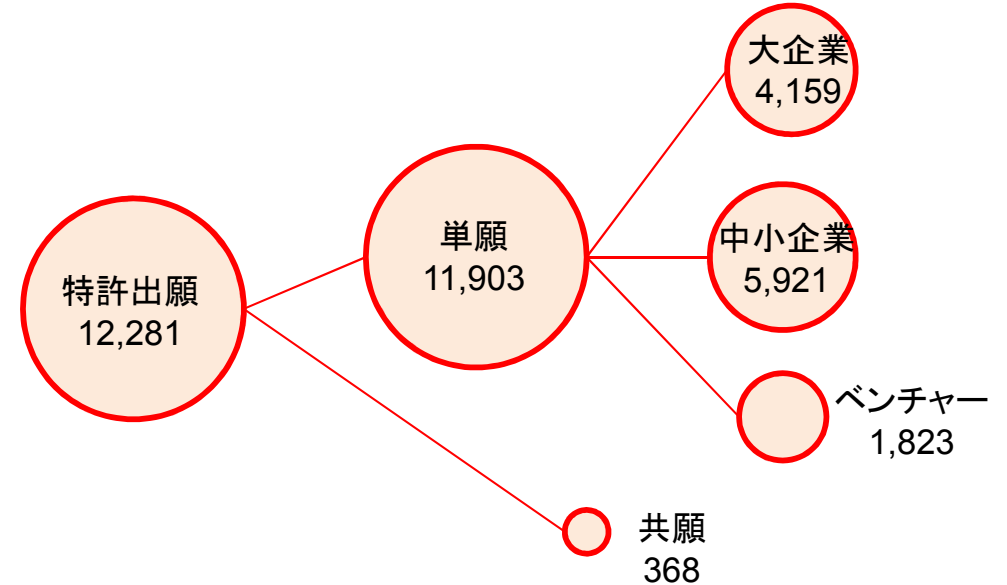
- ①米国は単願が多いのに対し、日本は共願が多い。
- ②米国は中小企業・ベンチャーに委ねられることが多いのに対し、日本は大企業が多い。

日本の大学の特許の行方
(2010年特許出願についての推定)



日本の大学の特許の行方
 中小・ベンチャー等 35%程度
 大企業 65%程度

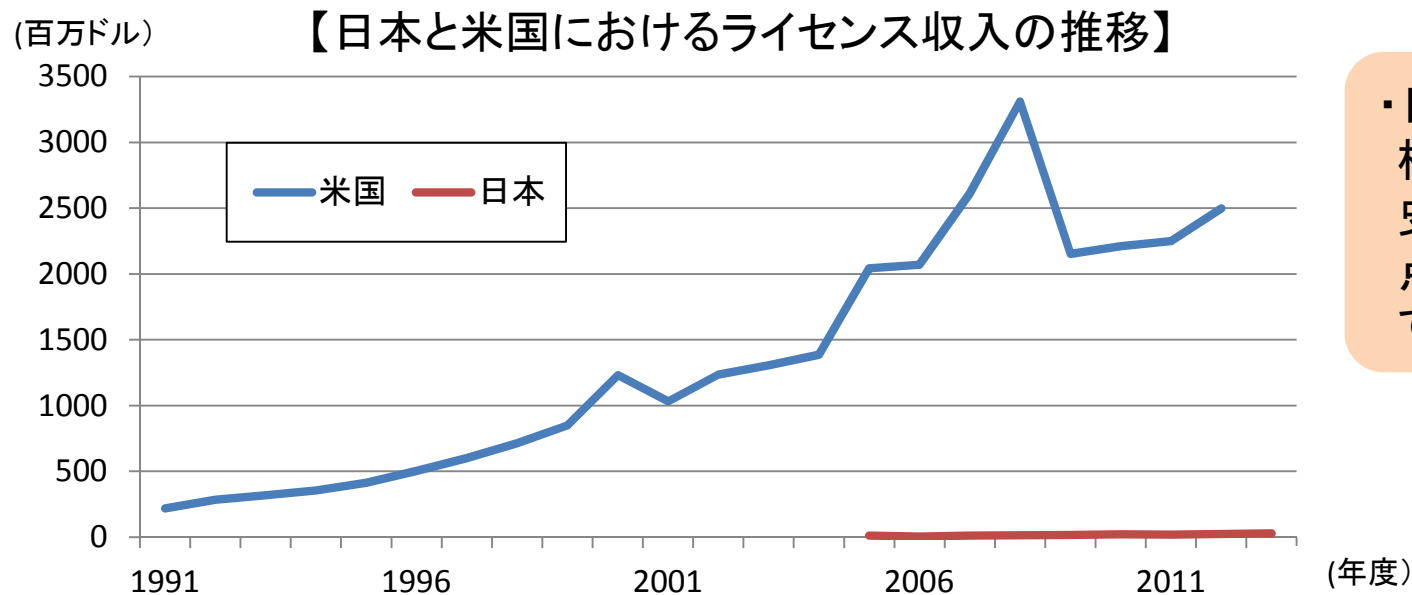
米国大学の特許の行方
(2010年特許出願についての推定)



米国大学の特許の行方
 中小・ベンチャー等 63%程度
 大企業 37%程度

東京大学政策ビジョン研究センター 大学と社会研究ユニット政策提言「知的財産制度と産学連携に関する論点」(平成27年3月)、及び知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 地方における知財活用促進タスクフォース(第1回)資料等から引用。

図表12 日米大学のライセンス状況の比較

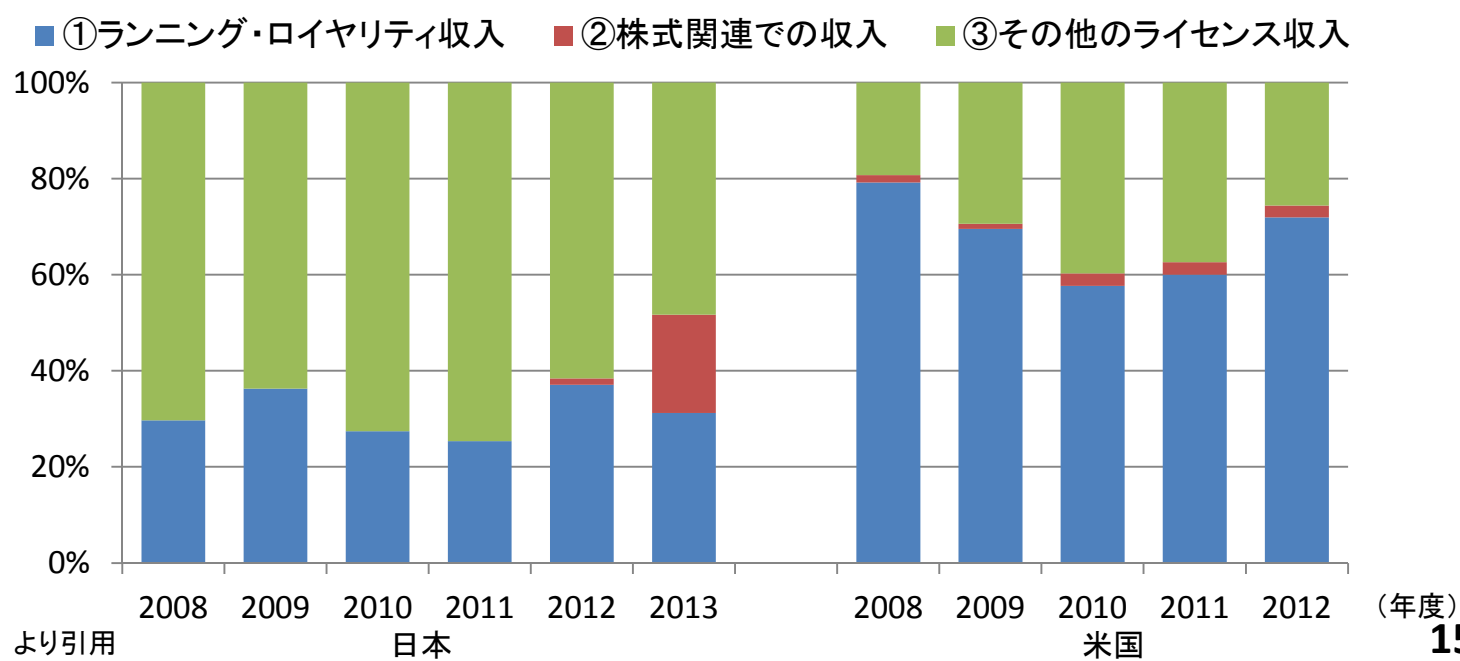


・日本と米国では、技術移転活動が本格化したタイミングも異なるといった歴史的経緯や社会的背景もあり、現時点のライセンス収入額は日米大学間で差がある。

・米国においては、ライセンス収入に占めるランニング・ロイヤリティ収入の割合が大きくなっている。

・日本においても、産学官連携の成果の製品化実現がより一層進展していくことで、ランニング・ロイヤリティ収入が伸びていくことが期待される。

【日米大学のライセンス収入の内訳】



図表 1 3 日米大学の産学連携活動の比較

- ・米国においては、産学連携活動の成果は、各大学の特色に合わせてライセンス収入、ベンチャー起業数と多様である。
- ・米国の大学においては、多額の研究費を費やして少数の特許出願がなされ、多額のロイヤリティー収入を生み出していると分析される。

【米国における産学連携活動の分析（2004年データ）】

分類	公開特許件数	特許出願件数	ライセンス収入	ベンチャー起業数	特徴
カリフォルニア大学型	4.24	1.87	3.98	0.51	ライセンス収入が多い
スタンフォード大学型	4.58	3.42	2.43	1.20	特許出願等が多く、ライセンス収入が比較的多い。
MIT型	5.01	2.79	1.92	1.95	ベンチャー起業数が多い。

※ 公開特許件数、特許出願件数、ベンチャー起業数は、単位委託研究費当たりの件数(件/千万ドル)。ライセンス収入は、ライセンス1件当たりの金額(10万ドル/件)

【日米の産学連携活動の比較（研究費とロイヤリティー収入の状況）】

機関名	特許出願1件当たりの研究費 (百万円/件)	実施許諾等1件当たりの ロイヤリティー収入 (万円/件)
カリフォルニア大学	233	2,721
スタンフォード大学	198	5,312
MIT	199	1,924
ハーバード大学	369	3,331
日本の大学A	48	18
日本の大学B	34	10
日本の大学C	47	15

(基礎的資料等)

図表14 ビジネス・エコシステムの概念について

21世紀のグローバル市場を特徴付ける社会経済思想としてのビジネス・エコシステム

先進国と途上国を含む複数の企業が協調的に活動し 業界全体で収益構造を維持・発展させていく考え方。

* 古典的なバリューチェーンでは、他社の影響力を減らして自社の付加価値を増やすモデル

* ビジネス・エコシステムでは、自社も他社も共に付加価値を増やすモデル

*** 互いに繋がるエコシステムは、瞬時に巨大市場を創り、多くの企業にビジネスチャンスを与え、その波及効果がグローバル市場へ瞬時に伝播**

* 産学連携が生み出す技術を経済的価値に結びつけるにはダントツ技術を起点に、エコシステム構造を事前設計すべき

**ビジネス・エコシステムの構造を事前設計するための経営ツールが
オープン&クローズの戦略思想**

● エコシステム:

* 本来は生物学における生態系を意味する単語

● ビジネスモデル:

* 1つの企業の収益構造を意味する表現

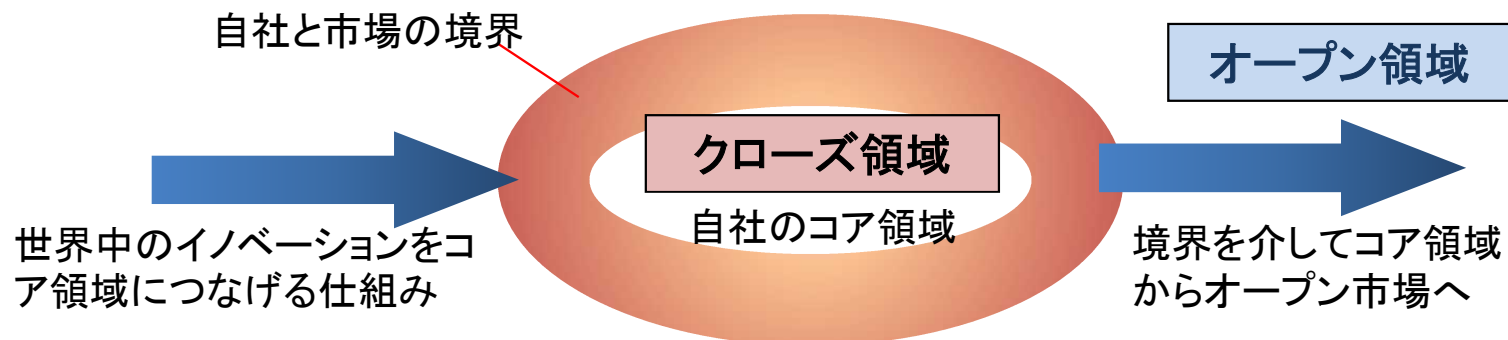
● ビジネス・エコシステム:

* 互いに繋がって付加価値を創り出す21世紀の経済環境を表現するために上記の2つを組み合わせたことば

* 2000年代から欧米で使われはじめた

図表15 オープン&クローズ戦略について

オープン&クローズ戦略とは



●オープンの例

- ・論文等による公表
- ・FRAND条件によるライセンス
- ・標準化 等

●クローズの例

- ・秘匿化
- ・特許権等による独占 等

- ・エコシステム構造を前提に、**独占するコア領域(クローズ)**を決め、
- ・独占するコア領域パートナーとつながる結合領域に**知財を刷り込ませた上で公開(オープン)**、
- ・コア領域からパートナーへ影響力を持たせる市場コントロールのメカニズムを、自社と市場の境界において、**「伸びゆく手」**として構築

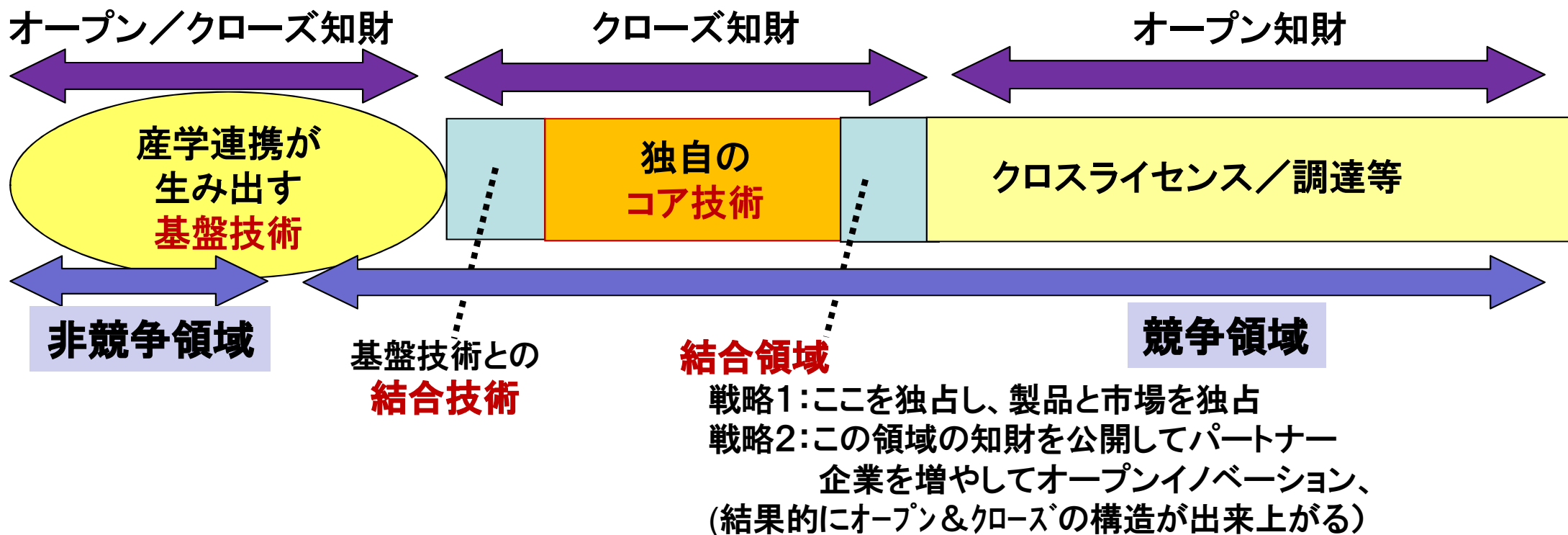
パートナーに任せる領域(オープン)と自社のコア領域(クローズ)を事前設計するためには、オープン&クローズの戦略思想に基づいて、自社と市場の境界設計が必要。

独占と自由競争とを共存させるメカニズム構築がオープン&クローズの戦略思想

自由競争と独占が共存してはじめて

- ・企業人のイノベーション投資に対してインセンティブが生まれる
- ・研究開発に携わる人への自己実現や社会的栄誉に対するインセンティブが生まれる
- ・技術イノベーションや製品イノベーションの連鎖が起こる

図表16 オープン&クローズ戦略と産学連携について



●開発される基盤技術をクローズ(開発者が独占)
<リスク>

1. 研究戦略が特定企業の経営戦略や事業戦略に大きく影響される。* 不実施リスクが高い、
2. 市場の広がりが限定的、イノベティブな産業に成り難い
3. 研究者のイノベーション意識を削ぐ

<インセンティブ>

1. 企業側がビジネスチャンスと差異化を独占できる
2. 企業幹部を説得し易い

●開発される基盤技術をオープン(参加メンバー以外にも公開)
<リスク>

1. フリーライダーが多発、投資回収が困難、
2. 技術が瞬時に国境を越え、生産性向上・雇用への貢献が限定的
3. 企業研究者が企業幹部を説得できない (企業は本命の研究者を派遣しない)

<インセンティブ>

1. 研究成果を公表し易い、研究者のモチベーション向上
2. 世界中の国々の産業高度化に貢献(古典的イノベーション論)

図表17 プログラム・マネジャー（PM）による産学官連携マネジメント

PM:プログラム・マネージャー

■PMのミッション: お金を配分することではなく、いかにして

- ① イノベティブな製品を上市し、**経済的価値を生み出すか**
 - ② 多くの収入を**パテントプール / 大学へ還流させるか**
- が期待されている。

■その為にやるべきことは、**PM補佐を置き**（超一流、非常勤）

- ① 創出する産業の**エコシステム構造と競争ルールの事前設計**
- ② **ビジネスモデル設計**、事業化プロセスの概念設計
- ③ パテントプールへの**資金還流の最大化**, その為の知財マネジメント、契約マネジメント、広報マネジメント
- ④ 研究者・参加企業との**信頼関係の醸成**とメンテナンス
- ⑤ 一連のマネジメントを通じて**プロフェッショナル人財の育成**を実践することである。

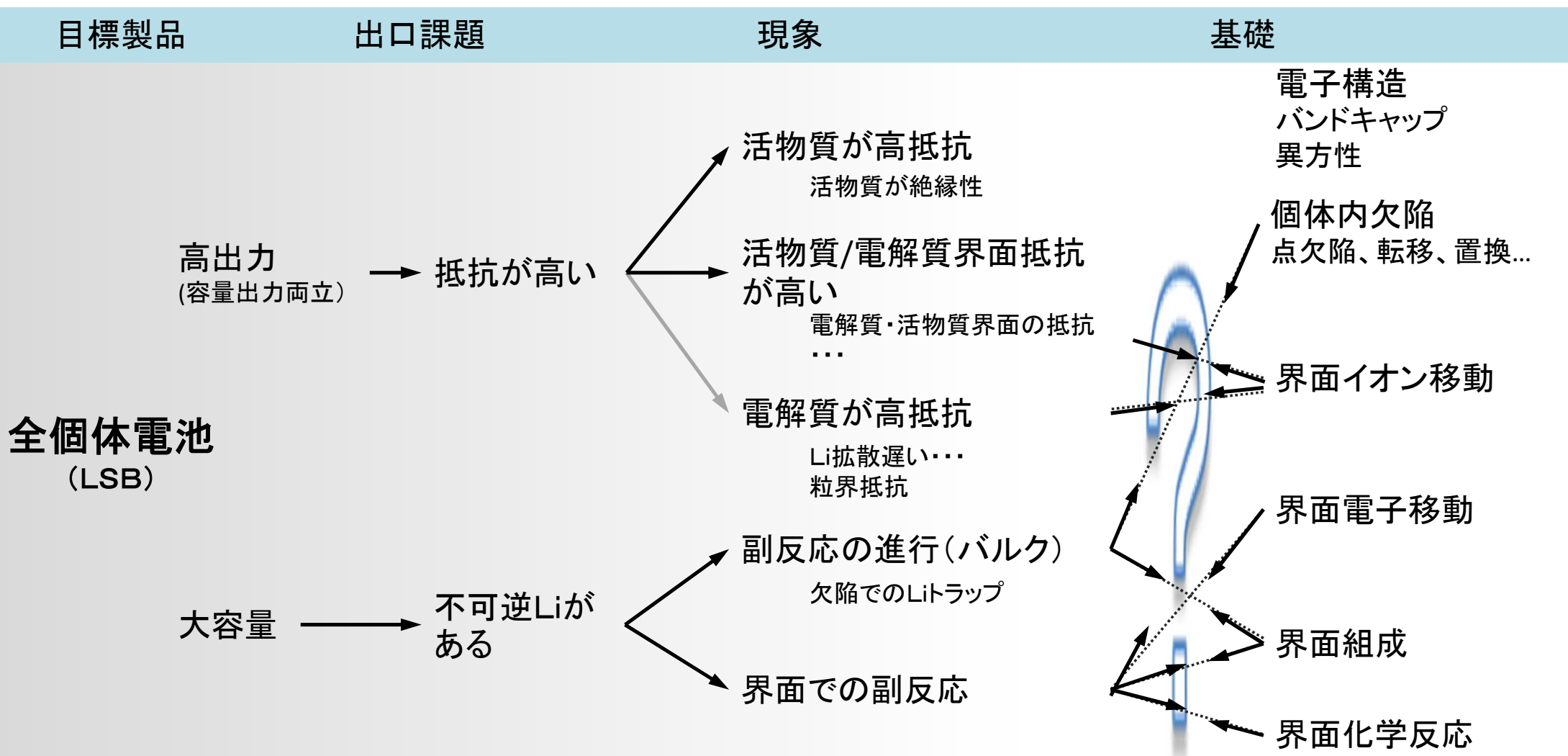
PjL:プロジェクト・リーダー

■研究開発の全てに責任と権限を持つ

Pj-1, Pj-2, Pj-3, ……

図表18 ニーズブレイクダウンの例（全固体電池）

- ・目標とする製品（例えば全固体電池）を実現するため、克服すべき課題、その出口課題を支配する自然現象がある。これは企業側にとって分析することが得意な領域である。基礎的な領域において、自然現象の解明、制御するための科学的アプローチがある。これは大学側が分析することが得意な領域である。
- ・大学側研究者も、企業側の出口課題や、対応する自然現象を一研究室で全てアプローチするのは限界があるところ、大学が組織的に研究者を動員し、組織対組織の連携を図ることが重要となる。



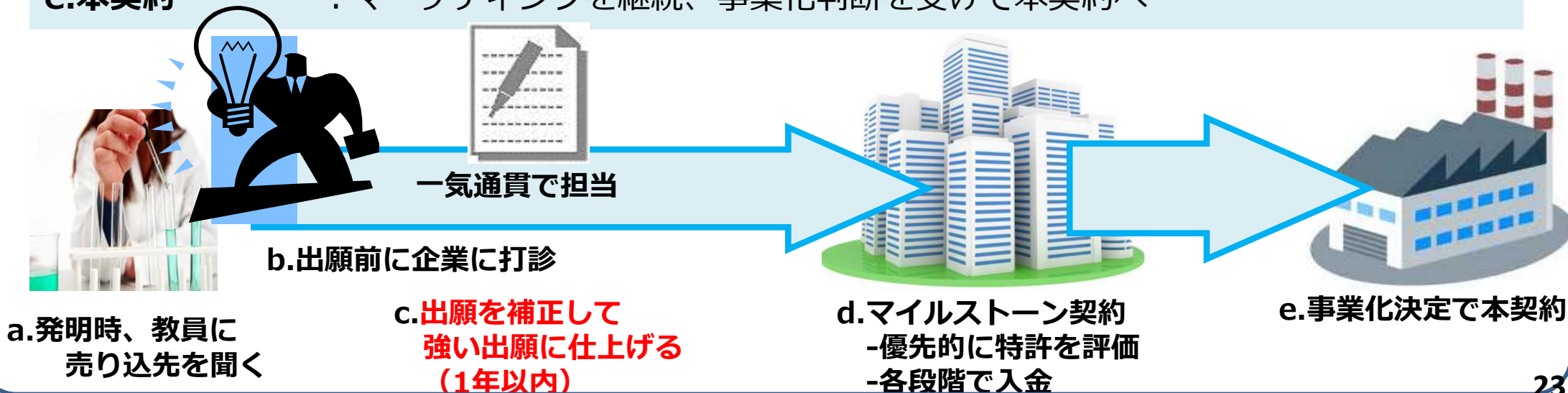
図表 19 大学特性を反映した一貫通貫の知的財産マネジメント

マーケティングモデル（発明創出時点等の早期のタイミングで、企業等に打診してニーズ把握するようなプレマーケティングを行い、企業ニーズに合わせた強い知的財産権の取得・活用をすすめていくモデル）を実践し、研究開始・知的財産創出から、出願・権利化、技術移転までの一連の業務が適切に連動した**一貫通貫の知的財産マネジメント**を行える仕組みが必要

一貫通貫の知的財産マネジメントの具体的実践例

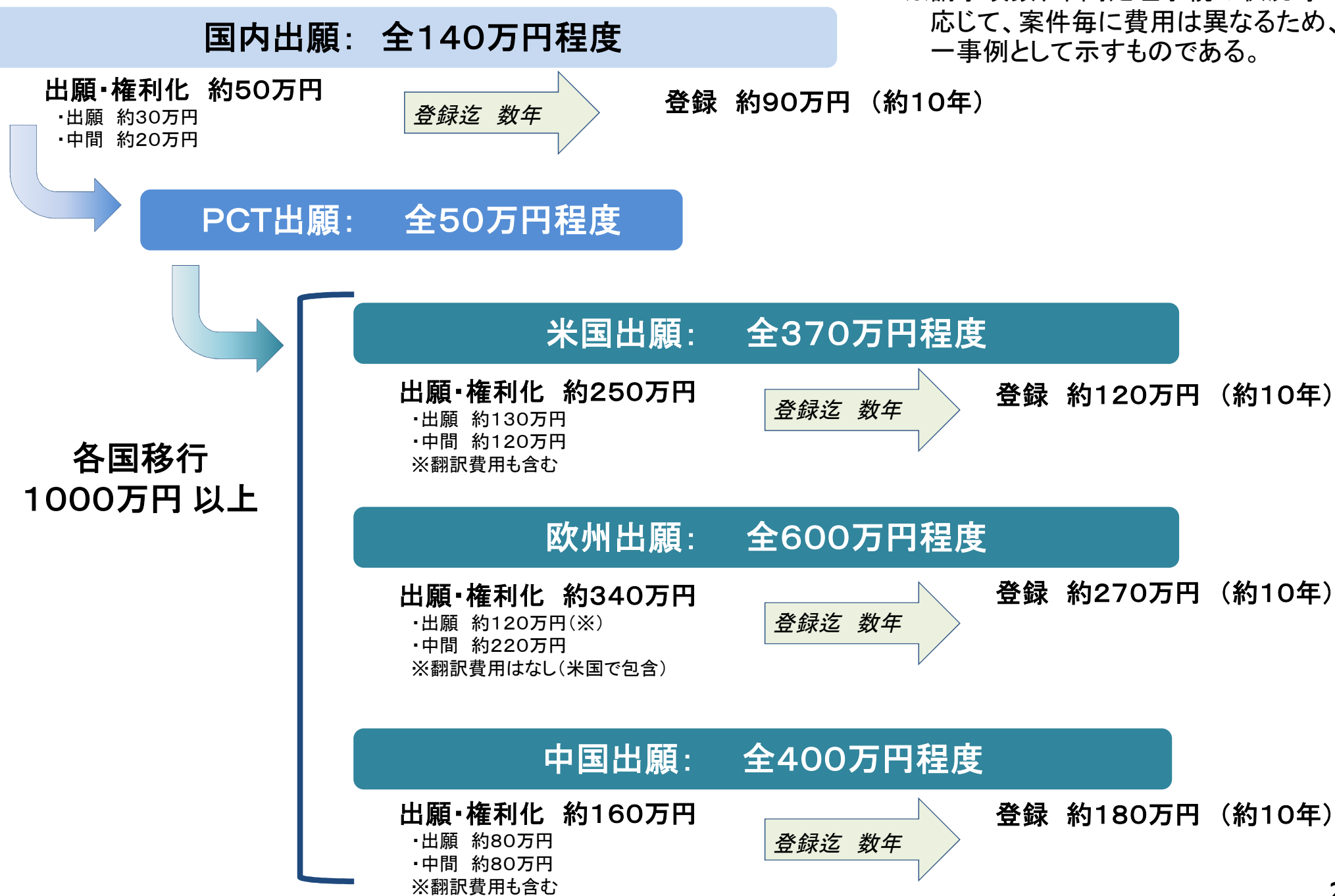
- ・ 発明時点から技術移転を目指して同じ担当者・組織が一貫通貫で活動
- ・ プレマーケティングで出願要否判断・明細書強化・共同研究先探索
- ・ オプション契約・マイルストーン契約で特許登録前から収入を確保

- a. 発明段階 : 技術移転先・ビジネスモデルを想定した出願戦略
b. プレマーケティング : 候補企業に打診して出願可否判断
c. 出願の補強 : 企業意図を踏まえ追加実験などで出願を強化、外国出願の判断
d. オプション・マイルストーン契約 : 事業化判断前でも、権利化等の各段階で支払いを受ける
e. 本契約 : マーケティングを継続、事業化判断を受けて本契約へ



図表20 出願・権利化、登録費用の目安

※請求項数、中間処理手続の状況等に応じて、案件毎に費用は異なるため、一事例として示すものである。



図表21 プロジェクトの知財取扱いに関する合意書の作成項目例・協議ポイント

項目	※	協議（合意）ポイント
		目的等を協議。
定義		知財の取扱いに関する合意書の中のどの用語を定義するか協議。
知財運営委員会	○	知財運営委員会を、他の委員会と独立して設置するかどうか。例えば、理事会や運営委員会等の他の委員会と兼用か、独立して設けるかどうか。可能であればその構成や権限を協議（プロジェクトに応じて最適なメンバー構成となるよう検討）。 委員会を具体的に開催するための手続きとして、その招集方法、議事運営方法、議決方法等を協議。
知財の専門家の専任		知財の専門家である知財コーディネータのような人材をコンソーシアム内に選任するかどうか。選任する場合は、その選任や解任方法。知財コーディネータの義務、業務範囲や権限等を協議。
秘密保持	○	プロジェクト内での互いの情報流通等、プロジェクトの目的達成を推進すべく、情報管理の一貫として、どのような秘密保持義務を設けるか。秘密情報の大枠、秘密情報が使用できる範囲、その義務を担保するためにどうするかにつき協議。 秘密情報のランク等詳細の定義、誰に対して何を開示できるか等の詳細が必要であればその内容を協議。
技術開発協力者等の参加	○	プロジェクト外への秘密漏洩防止のため、どのような人材までを技術開発協力者として参加させてよいかを協議。 参加させる場合、技術開発協力者に義務づけるべき内容を協議（一例として他の技術開発従事者と同様の義務としている）。
成果の発表	○	プロジェクトとして開示（発表）制限のルールを持つかどうかを協議。 外部への公表等の手順の詳細を協議。
知的財産権の帰属等	○	○帰属を誰にするかを協議。 選択肢 ① 知財の一元的管理をしない場合 ② 知財の一元的管理をする場合 a：特定主体（例えば、メンバー企業等により設立した株式会社、合同会社、技組等）に集中的に帰属、 b：特定主体と各メンバー企業等との共有、 c：各メンバー企業等に帰属しつつ、特定主体にサブライセンス権付きライセンスを集約等。 ○その他：共有の場合の持ち分比率の決定方法を協議。

項目	※	協議（合意）ポイント
知財の帰属を判断するための記録手段	○	研究ノート、会議議事録等についての記録手段をどう確保するかを協議。
出願手続（発明等の届出）		発明等の届出を誰に届けるかを協議（たとえば、プロジェクトメンバー、グループリーダー、プロジェクトリーダー、知財の担当者等）
知財運営委員会による発明等に関する審議等	○	出願権利化・ノウハウ化、発明等の内容の確定等の重要な判断の主体を誰とするかを協議
決定の拘束力		審議の方法・ノウハウ秘匿の場合の運用、権利化・ノウハウ秘匿のともに不要とされた発明等の取扱いを協議。 知財運営委員会等の審議結果の拘束力の強さを協議。例えば、審議結果に対し一律従うか、決定後の状況変化等、やむを得ない事情等を考慮する程度とするかどうか等。
産業財産権等の実施、特に、不実施補償	○	共有に係る知的財産の実施について協議。特に、不実施機関が含まれる場合についての補償料の取扱いを協議。
知的財産権（フォアグラウンドIP）の実施及び許諾	○	本プロジェクトで生じた知的財産権（フォアグラウンドIP）の実施許諾をするか否か、有償又は無償を協議。シナジー効果の確保のために実施許諾が必要か、分野にもよるので協議が必要
知的財産権（バックグラウンドIP）の実施及び許諾		実施料等、実施権許諾の具体的内容を協議。 本プロジェクトの開始前からプロジェクトメンバーが有する知的財産権（バックグラウンドIP）の実施許諾をするか否か、有償又は無償を協議。
第三者実施	○	バックグラウンドIPの特定方法、実施料等、実施権許諾の具体的内容を協議。 プロジェクト外の第三者の実施について協議。
知的財産権の移転等		フォアグラウンドIPのプロジェクト外の第三者に対する移転・専用実施権や独占的通常実施権の設定可否。
脱退	○	本プロジェクト期間中に脱退したメンバーの取扱いを協議。
本プロジェクト終了後の取扱い等		秘密保持義務の有効期間の他、実施許諾等の終了後の延長期間、知財運営委員会機能をいつまでとするか、その他本合意書に定めた義務の延長等について協議。
本合意書の改訂		本合意書改訂の手続きについて協議。
損害賠償		本合意書内容に違反した場合の取扱いについて協議。
協議		本合意書に定めのない事項、解釈に関する事項や、本合意書の内容の疑義が生じた場合の取扱いについて協議。
紛争の解決		紛争が生じた場合の解決手法を協議。

※プロジェクト開始前に予め合意しておくべき事項に「○」を付記。

図表22 共同研究等の成果の取扱いに関する検討（調査結果）

(1) 共同研究等の成果を単願あるいは持分譲渡するための課題

我が国において、共同研究等の成果は大学等と企業の共有特許となる場合が多く、それに起因する問題が存在する。海外調査によると、米国、英国、ドイツ及びスイスでは、大学等と企業の共同研究等の成果が共有特許になる場合は稀である。また、共有特許の問題を避けるために、米国、英国やスイスでは大学等に権利を帰属させる、ドイツでは企業に権利を譲渡あるいは帰属させることが多いとの回答があった。

一方、国内の大学等及び企業の意識として、単願にするための交渉に時間を要するため、「共有特許のままとし、実施権等の交渉で詰めた方がよい」という意見が多い。契約交渉に時間や手間を要するより、研究を進めることが優先されている。共同研究等の成果を企業に帰属（持分譲渡も含む）させた場合に、大学等の研究への影響や成果が実施されない可能性があることが課題として挙げられている。

(2) 不実施補償について

企業が非独占的实施権を得る契約をする場合でも不実施補償を求めている大学等では、企業との協議により、理解を得ている例がある。

企業が非独占的实施権を得る契約をした場合には不実施補償を求めない大学等もあり、その条件として大学等における第三者への実施許諾について事前の同意を契約に含めている（逐次同意を求めることは不要としている）例もある。この場合、不実施補償を請求しないことによる収入確保の代替手段としては、共同研究や受託研究の実施件数を増やすことや、第三者への実施許諾収入でまかなうなど、個々の共同研究等の契約に加えて大学等の組織全体での収益確保に向けた取組も見られる。

(3) 第三者への実施許諾に関する同意規定について

大学等からの第三者への実施許諾については、企業が一定期間実施しなかった場合に、大学等が自由に実施許諾できることを認める場合が多い。企業が共同研究等の成果の周辺技術の特許を有しているため、第三者にとって、共同研究等の成果について大学等から実施許諾を得る価値が少ない場合もある。海外では、研究成果を活用促進するため、独占的实施権の期間やマイルストーンを定めることにより、企業によって実施されているかを判断、確認するための取決めを行っている場合があるとの回答があった。また、ドイツ、スイス及びフランスでは、共同研究等の成果を広く活用するため、企業に対して独占的实施権を与える分野・製品を限定し、それ以外の分野は他者に実施許諾できるように取決めを行っている場合があるとの回答があった。

(4) 共同研究等の契約雛型の運用について

企業が大学等と研究を行う際、共同研究、受託研究に関わらず、大学の雛型を基本とする場合が多いとの回答であった。実際の契約交渉においては、雛型で対応できる項目と、個別に調整が必要な項目とが存在するため、研究契約雛形があることで交渉が効率的に進む面もある一方、契約雛形にとられすぎた調整は共同研究等の阻害要因となる可能性が指摘されている。

海外では、ガイドラインや契約雛形の例として、英国のランバードツールキット（下記調査研究報告書を参照のこと）、ドイツの連邦経済科学省が監修した契約雛形が存在する。契約雛形通りに契約が進まない場合があるので調整が必要となるが、これらのガイドラインや契約雛形は、契約の手続等に人員を割けない小さな大学や企業にとって各機関独自の契約雛形を作成する上で参考となっているほか、契約交渉が難航した場合の妥協点を探るため参照情報になっているとの回答があった。

図表23 共同研究等の成果の取扱いの柔軟化に向けた方策（調査結果）

- ・大学等と企業における共同研究等を行う際に生じる懸念事項を解決するには、それぞれの立場や状況、研究成果の活用等の種々の条件を勘案する必要がある。
- ・そのため、共同研究等の契約を行う際に、大学等と企業の共同研究等に対する目的を双方が認識し、各種判断要素等を勘案して、契約事項等の内容（研究での公表、権利の帰属、実施許諾、費用負担など）を定めることが重要である。

● 大学等と企業の共同研究等の主な目的と、関心の高い契約事項

企業 \ 大学	教育研究	社会実装	目的の組合せ	産学で関心の高い契約事項														
				共同出願するか否か	範囲研究の公表	権利の帰属	対象国	海外出願の	実施権の種類	囲や期間	実施権の範囲	優先交渉権の期間	定実施料の設	負担	特許の費用	同意の要否	実施許諾の第三者への	許諾条件等
自社での独占的実施	イ	□	イ	○	○	○	○	-	○		○	○						
第三者も含めた非独占的実施	ハ	ニ	ロ		○	○	○	-	○		○	○						
技術シーズの探索・情報収集・ネットワーク形成	ホ	ヘ	ハ	○	○		○	-		○	○	○						
			ニ		○		○	-		○	○	○					○	○
			ホ	○	○		○	○		○	○	○						
			ヘ		○		○	○		○	○	○						

凡例：「○」大学等と企業が関心の高い協議事項

● 共同研究等の成果の取扱いに関する契約における判断要素

共同研究の基本的な要件	大学等の判断要素	企業の判断要素
研究対象分野(業種)	研究者の研究継続意向	研究成果(特許)の活用意向(独占の要否)
研究段階(基礎・応用)	知財マネジメント(知財保有意向等)	特許の活用範囲や市場
バックグラウンドIP(大学側・企業側)	財政(特許関連収入)面	事業化までの見通し
研究予算規模	財政(支出)面	費用(支出)面
当該企業と大学との共同研究等の実績	研究相手企業(大・中小・ベンチャー等)	契約交渉対応
発明の貢献度(持分比率)	契約交渉対応	
	企業における特許の社会実装状況	

※共同研究等の目的を果たすためには、前述のような共同研究等の成果の取扱いに関する事項に限らず、幅広い視点をもって協議することも必要。